

住 宅

住まい探しの相談

問合せ 各問合せ窓口へ

<p>住まい探しの相談</p> <p>・住宅政策課住宅政策推進係 ☎ 3579-2186 FAX3579-2184</p> <p>※公共住宅の募集案内等の情報提供は ・住宅政策課住宅運営係 ☎ 3579-2187</p>	<p>障がい者世帯の方の住まい探しをお手伝いする「住宅情報ネットワーク」(87ページ参照)や、保証人を見つけられない場合に、保証会社を利用して民間賃貸住宅への入居を支援する「家賃等債務保証支援」(88ページ参照)の相談窓口です。また、都営、公社、UR都市機構などの公共住宅の募集案内等の情報提供を行っています。</p>
<p>板橋りんりん住まいるネット</p> <p>・板橋区居住支援協議会 住宅政策課住宅政策推進係内 ☎ 3579-2186 FAX3579-2184</p>	<p>板橋区に居住している障がい者世帯の方から住まい探しの相談をお受けし、お困りの状況にあった支援サービス情報の提供を行っています。</p>

住宅情報ネットワーク

問合せ 住宅政策課住宅政策推進係 ☎ 3579-2186
FAX 3579-2184

障がい者世帯の方などが、民間賃貸住宅をお探しになる際、(公社)東京都宅地建物取引業協会板橋区支部、及び(公社)全日本不動産協会東京都本部城北支部の協力を得て、住宅の情報を提供します。

※この制度は、住宅のあっせんではなく情報提供ですのでご注意ください。

対象になる方

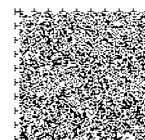
- ・身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳1～4度の方を含む世帯
- ・現在板橋区内に居住していること
- ・自立して日常生活が営めること
- ・連帯保証人を確実に立てられること

情報の提供方法

申込後ファックス、又は郵送にてご連絡いたします。

利用手続

住宅政策課へ電話、又は来庁してお申込ください。



家賃等債務保証支援

問合せ 住宅政策課住宅政策推進係 ☎ 3579-2186
FAX 3579-2184

民間賃貸住宅を借りる障がい者の方が、保証人が見つからない場合に、板橋区が協定を結んでいる民間保証会社と連携して、入居支援及び初回保証料の減額を行います。この制度を利用する場合は、取扱い不動産店の了承後に住宅政策課で申請手続きが必要となります。

対象になる方

- ・身体障害者手帳 1～4 級、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級、愛の手帳 1～4 度の方を含む世帯
- ・現在、板橋区内に居住していること
- ・区内の民間住宅に転居し、又は継続して居住すること
- ・緊急連絡先があること

リフォーム支援

問合せ 住宅政策課住宅政策推進係 ☎ 3579-2186
FAX 3579-2184

区内の既存木造住宅の耐震化や住宅（マンションの住戸も含む）のバリアフリー化を推進するために、区内のリフォーム支援登録事業者の情報を提供しています。また、登録事業者を利用してリフォーム工事を実施し、区と協定している金融機関でリフォームローンを組んだ場合は、金利優遇を受けられます。
※アスベストの除去を含むリフォーム工事についても対象となります。

木造住宅の耐震化推進助成

問合せ 建築安全課建築耐震係 ☎ 3579-2554
FAX 3579-5437

木造住宅の耐震化に係る費用の一部を助成します（自己負担あり）。
※既に耐震診断や耐震補強工事などを終えた建物は助成対象外。

対象になる方

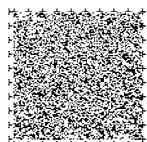
次の①、②の双方に該当する方

- ①昭和56年5月31日以前に建築された 2 階建て以下の木造住宅を個人で所有している
- ②特別区民税及び軽自動車税等を滞納していない

助成額

助成の種類	助成額（障がい者の場合）
耐震診断	費用の 2 / 3 かつ限度額 10 万円
耐震計画等	費用の 2 / 3 かつ限度額 4 万円
耐震補強工事	費用の 2 / 3 かつ限度額 100 万円

※このほかにも要件がありますのでお問合せ下さい。また、除却工事、建替え工事を行う場合も費用の一部を助成しています（地域等の指定があります）。



耐震シェルター等設置工事助成

問合せ 建築安全課建築耐震係 ☎ 3579-2554
FAX 3579-5437

耐震シェルターや耐震ベッドの設置工事費用の一部を助成します。

耐震シェルター	住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間（シェルター）を作り、安全を確保するもの
耐震ベッド	金属製のフレームを上部に取り付けたベッド

対象になる方

次の①～③のすべてに該当する方

- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された 2 階建て以下の木造住宅（耐震診断結果が「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と判断されたもの）を所有し、かつ居住している
- ②①の住宅に 65 歳以上又は障がい者が居住している
- ③①の住宅に居住する世帯全員の所得の合計額が年間 200 万円以下である

助成額

対象者の種類	助成額
身体障害者手帳所持者（1～3級） 愛の手帳所持者（1～3度） 要介護認定者（3～5） 歩行困難な難病の方	費用の 9/10 かつ限度額 30 万円
上記以外の方	費用の 1/2 かつ限度額 15 万円

住宅設備改善

問合せ 所管の福祉事務所（14 ページ参照）

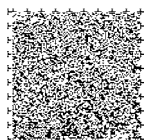
住宅の設備改善費の一部を助成します。必ず事前にご相談ください。それぞれの種目に限度額がありますのでお問合せください。また日常生活用具の基準により利用者負担があります。

対象にならない方

- ・すでに工事を着工している方、給付を受けたことがある方
- ・区民税所得割額が 46 万円以上（ふるさと納税前）の方が、世帯員（78 ページ参照）にいる方
- ・施設入所、入院中の方
- ・65 歳以上の方、介護保険の対象者（屋内移動設備は除く）

種 目	対象になる方	
小規模住宅改修	学齢児以上 65 歳未満	①下肢・体幹 1～3 級 ②車いす※の交付を受けた内部障がい者 ③難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者 ※特殊便器への取替えは、上肢 1～2 級
中規模住宅改修	学齢児以上 65 歳未満	①下肢・体幹 1・2 級 ②車いす※の交付を受けた内部障がい者
屋内移動設備	学齢児以上	①上肢・下肢・体幹 1 級 ②車いす※の交付を受けた内部障がい者
階段昇降機	学齢児以上 65 歳未満	①上肢・下肢・体幹 1 級 ②車いす※の交付を受けた内部障がい者

※「車いす」は、補装具として交付されたものに限りません。



都営住宅の募集案内

問合 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

☎ 3498-8894 FAX 3409-4527

都営住宅に申込資格のある身体障がい者（申込者本人・同居親族）の方は、優遇抽せんやポイント方式の申込みがあります。

※収入や自家所有者でないことなどの条件があります。

募集区分	対象になる方（一部抜粋）
【優遇抽せん募集（一部地区）】	<p>申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 甲優遇（当選率が一般の5倍） <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 5級以下 ・愛の手帳 4度 ・精神障害者保健福祉手帳 3級 ・難病患者等 ・原爆被爆者健康手帳所持者 ○ 乙優遇（当選率が一般の7倍） <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級
【抽せん方式募集（単身者用車いす使用者向住宅）】	<p>申込者が、都内に3年以上居住する単身の車いす使用者で、次にあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～2級
【抽せん方式募集（単身者向住宅）】	<p>申込者が、都内に3年以上居住する単身者で、次のいずれかにあてはまる方</p> <ol style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳 1～4級 ②精神障害者保健福祉手帳 1～3級 ③知的障がい者で②の精神障がいの程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1～4度）
【ポイント方式募集（心身障がい者世帯）】 抽選をしないで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、入居資格審査対象者とします	<p>申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級
【ポイント方式募集（車いす使用者世帯）】 抽選をしないで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、入居資格審査対象者とします	<p>申込者本人または同居親族（満6歳以上）が、車いす使用者で、次にあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～2級

詳しくは、各々申込書配布期間内に配られる「都営住宅入居者募集のご案内」をご覧ください。

